

## 令和8年4月1日細則第3号

### 国立研究開発法人国立がん研究センター機関リポジトリ運用細則

#### (目的)

第1条 この細則は、国立研究開発法人国立がん研究センターデータの公開に関する基本方針（データポリシー）（令和3年2月25日規程第2-5号。以下「データポリシー」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「センター」という。）における研究活動の成果物（以下「成果物」という。）をセンター機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）により公開することに関して必要な事項を定め、研究活動の振興に貢献することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この細則における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「リポジトリ」とは、研究成果である論文等、センターにおいて生産された電子的な知的生産物を保存し、原則として無償でインターネット公開を行うために設置する電子的記録保存・公開システムをいう。
- 二 「役職員等」とは、役員（理事長、理事及び監事をいう。）、職員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条の規定に基づき任命された者をいう。）及び職員以外（客員研究員、外来研究員、任意研修生、連携大学院生等センターと直接雇用関係ないもの）をいう。

#### (責任者及び担当部門)

第3条 リポジトリの管理運営は、研究支援センター研究管理部研究管理課（以下「研究管理課」という。）において行うものとし、研究支援センター長を責任者とする。

- 2 情報統括センターは、リポジトリの管理運用にあたって研究管理課が行う業務に対して技術的な支援を行うものとする。

#### (重要事項の審議)

第4条 リポジトリの運用に関する重要事項は、国立研究開発法人国立がん研究センター組織規程（平成22年4月1日規程第2号）第6条で規定する執行役員会で審議を行う。

- 2 執行役員会は、リポジトリに関する次の事項を審議する。

- 一 本規程等の改廃に関する事項
- 二 その他リポジトリに関する重要事項

(リポジトリに登録することができる成果物の範囲)

第5条 リポジトリに登録することができる成果物は、センターにおける研究活動に関連し、その主要な部分が生産された成果物であることとする。

- 2 役職員等は、次に掲げる成果物をリポジトリに登録することができる。
  - 一 学術論文（学術雑誌掲載論文、紀要論文、学会発表資料等）
  - 二 上記研究成果物の根拠となる研究データ
  - 三 その他、センターが適当と認めたもの
- 3 役職員等は、国からリポジトリにより公開が義務付けられている成果物について、リポジトリに登録しなければならない。
- 4 リポジトリに登録する成果物は、次に掲げる事項を満たさなければならない。
  - 一 次に掲げる事項について、法令上又はセンターの規程等及び社会通念上問題が生じないものであること。
    - イ 名誉、プライバシー等個人の権利に関する事項
    - ロ 情報セキュリティに関する事項
    - ハ 守秘義務に関する事項
    - ニ 知的財産権に係る法令等、学会等の投稿規約等、商業出版社との契約条件等に関する事項
    - ホ 公開することに係る倫理上に関する事項
  - 二 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信が可能であること。
  - 三 原則として、センター外の学術機関等により公表されたものであること。

(登録対象者)

第6条 リポジトリに成果物を登録できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該成果物の生産に関与したセンターの役職員等
- 二 その他、センターが適当と認めた者

(登録手続き)

第7条 リポジトリに成果物の登録を希望する者（以下「登録申請者」という。）は、別途定める手順に従い登録手続きを行う。

(著作権の帰属)

第8条 当該成果物の帰属は次のとおりとする。

- 一 リポジトリに登録する成果物の著作権は、リポジトリに登録された後も著作権者に留保される。
- 二 リポジトリに登録するメタデータの著作権は発生しないものとする。ただし、メタデータに記述された抄録についてはその限りではない。

(リポジトリにおける成果物及びメタデータの取扱い)

第9条 研究管理課は、リポジトリに登録される成果物及びメタデータを次のように取り扱う。

- 一 成果物を複製し、メタデータとともにリポジトリに登録する。
- 二 ネットワークを通じ、成果物及びメタデータを無償で公開する。
- 三 利用・保存のため必要な複製・媒体変換を行う。
- 四 センター内外の各種システム等との連携のために、リポジトリ関係者に対してメタデータを提供する。

(成果物の登録)

第10条 リポジトリに登録する成果物については、出版社の著作権、その他登録・公開に係る支障の無いことを確認したうえで登録・公開する。

- 2 研究管理課は、リポジトリに登録する前に、前項に掲げる調査を行わなければならない。
- 3 登録申請者は、登録を希望する成果物の著作権が複数の者に帰属する場合又は登録申請者以外の者に帰属する場合は、あらかじめ他の著作権者の利用許諾を得る。
- 4 登録申請者は、当該成果物の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、あらかじめ関係者との調整等を行う。

(成果物の公開)

第11条 登録申請者及び研究管理課は、国が定める期限内までに成果物をリポジトリで公開するよう努めなければならない。

- 2 研究管理課は、前項の期限について、登録申請者に周知する。

(成果物の削除)

第12条 リポジトリに登録された成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、理事長の承認を経て、登録された成果物及びメタデータの一部若しくは全部を削除又は非公開化する。なお、登録時の誤り等の軽微な修正を行う場合には、理事長の承認なしに削除等の対応を行うことが出来るものとする。

- 一 登録申請者又は著作権者から理由を付して研究支援センター長に削除の申請があった場合
  - 二 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的にみて著しく不適切な内容を含むと研究支援センター長が判断した場合
- 2 機関リポジトリによる成果物の公開が、センターへ危害を生じかねない事態等緊急性を伴う場合においては、前項によらず、研究支援センター長は成果物を非公開にす

ることができる。なお、この場合において、研究支援センター長は、非公開にした成果物及びその理由について、理事長に報告するものとする。

(利用条件)

第 13 条 リポジトリに登録された成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 著作権法等に定める条件

二 公開する成果物が、リポジトリで公開する以前に出版社等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合においてはその条件

三 その他、センターのリポジトリ運用に支障をきたす恐れのある行為をしないこと

2 利用者は、前項を遵守する場合、成果物の閲覧、ダウンロード又は印刷等の出力を行うことができる。

(免責事項)

第 14 条 登録された成果物の内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。

2 センターは、登録された成果物を利用することによって生じた利用者又は登録申請者の損害・不利益について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この細則に定めるもののほか、リポジトリの運用に関して必要な事項は、別途定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。